

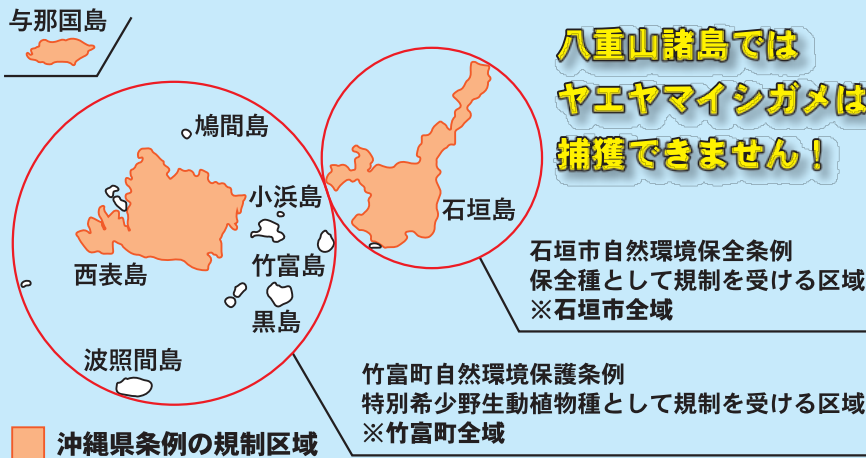
ヤエヤマイシガメをとらないで！

沖縄県希少野生動植物保護条例の 指定希少野生動植物種です

石垣島、西表島及び与那国島に生息するヤエヤマイシガメは捕獲が規制されています
(石垣市・竹富町の条例を合わせると、**八重山諸島全域が規制の対象**となっています)



和名：ヤエヤマイシガメ
(カメ目イシガメ科)
学名：Mauremys mutica kami



石垣市自然環境保全条例
Webページ

<https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/kankyo/4/1626.html>



竹富町自然環境保護条例
Webページ

<https://www.town.taketomi.lg.jp/soshiki/seisakusuishin/1537955681/1554949652/>

本条例で規制されること

○ 生きた個体の捕獲・殺傷は禁止されています

※学術研究等の目的の場合には捕獲ができる場合がありますが、あらかじめ知事の許可が必要です。

○ 違反して捕獲した個体は販売・譲渡・譲受けできません

○ 条例施行以前の所有者は適切に取り扱う義務があります

生き物のことを正しく理解して、「希少な生き物を持ち帰らない・飼っているものを放さない」を約束し、沖縄の生物多様性の豊かな自然をみんなで守っていきましょう！



沖縄県条例では、指定希少野生動植物種は全41種(令和4年3月時点)が指定されています
詳しくは下記Webページまたはパンフレットをご確認ください



本条例に関するお問い合わせ 沖縄県 環境部 自然保護課

TEL 098-866-2243 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

指定種について詳しくはこちら <https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/shiteisyu.html>



ヤエヤマイシガメのとくちょう



褐色の背甲

扁平で幅が広い



※特徴には個体差があります
蝶番がない

腹甲は黄色

黒斑が点在



側面の黄色の帯はほとんど目立たない

◆ヤエヤマイシガメは、ミナマイシガメの八重山諸島固有亜種（こゆうあしゅ）です。

◆ヤエヤマイシガメは、以下のような特徴があります。

背甲（甲羅の背中側）：明るい褐色で扁平、幅広い
頭と首：側面の黄色の帯はほとんど目立たない

腹甲（甲羅の腹側）黄色地に黒い斑紋があり、斑紋はそれぞれ独立しており、帯状に繋がらない

八重山諸島で見られるこのほかのカメ類



全体的に黒ずんだ黒化型もある

※特徴には個体差があります
沖縄県対策外来種（対策種）

頭の後ろに赤い斑紋がある

首や足に数本の黄色い帯状模様がある

ミシシippiaカミミガメ
（ヌマガメ科）



背甲は盛り上がり、赤い斑紋がある

国指定天然記念物
石垣市条例保全種

驚くと腹甲を閉じて頭を隠す（蝶番がある）

首は黄色

ヤエヤマセマルハコガメ
（イシガメ科）



沖縄県対策外来種（対策種）

背甲は扁平で滑らか（やわらかい皮膚で覆われ角質の甲板がない）

鼻先が尖る

ニホンスッポン
（スッポン科）



発行者：沖縄県環境部自然保護課 協力：石垣市市民保健部環境課・竹富町世界遺産推進室（自然観光課）

監修：戸田守（琉球大学熱帯生物圏研究センター）

写真提供：和智仲是（琉大・熱生研〔西表研究施設〕）、渡嘉敷真司、外間一樹、山内大幹

ヤエヤマイシガメのイラスト：大城里奈

編集：（株）沖縄環境保全研究所・文進印刷（株）

2022年（令和4年）3月発行